

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

No. 2491

体験型教育×AR 3Dモデルでリスク検討
カメラ映像に重機を重ねて表示
鉄建建設

特集Ⅱ

高所作業車とのはさまれ防止へ
伐採・剪定作業で注意点示す
横浜市が受注者向けに事故事例

ニュース

熱中症対策 ガイドライン策定へ
厚労省が検討会設置

労働災害動画 配信しています！

↓コチラから



安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

2月
1日号

2026



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険・経営相談 楽

代表 清水 健矢

第 385 回

会社主催の納会で飲酒により死亡

■ 災害のあらまし ■

金属加工を行う工場に勤務するAさん（50代男性）は、会社主催の納会で自ら飲んで大量に飲酒し、トイレで意識を失っているところを同僚に発見された。同僚は慌てて救急車を呼び、救急病院に搬送されたが、翌朝、Aさんは急性アルコール中毒が原因の蘇生後脳症により死亡した。同社の納会は、毎年仕事納めの日に午前中で仕事を切り上げた後、そのまま社内で開催する1～2時間程度の懇親会で、費用は会社が全額負担していた。

■ 判断 ■

納会は会社内のスペースを使って会社が主催しており、費用も全額会社負担であったことや、従業員全員が参加していることなどから、業務の延長線上にあるとされたものの、会場に用意された日本酒の大半を一人で飲み切るなどの行き過ぎた飲み方が、納会の目的を逸脱していたのは明らかであるとして、労災認定では**業務外**と判断された。

■ 解説 ■

今回のケースでは、会社が主催した納会は業務の一環か否か、Aさんが急性アルコール中毒になった原因は業務によるものかどうか、の2つがポイントになる。

まずは納会が業務の一環か否かについては、納会は会社内のスペースで行われ、費用は全額会社負担となっており、年内最後の出勤日の所定労働時間内に開催されていた。さらに納会の時間分の賃金控除もなく、代表者をはじめ従業員全員が参加していた。そのため、納会は勤務扱いを受けることを前提とした会社の主催行事であり、業

務の一環と判断されている。

労災が認められるためには労働契約に基づいて、事業主の命令を受けて業務を遂行しているときに起きた事故であるという「業務遂行性」を前提に、業務が事故発生の原因になったという「業務起因性」が必要になる。

参加が事実上強制されておらず、自由参加の建前であったとしても、実際の従業員の参加状況や費用負担・賃金支払などの面から、実質的に参加を前提とした会社主催の行事であることが認められれば、業務の一環として「業務遂行性」が肯定される可能性があることに注意してほしい。

次に、急性アルコール中毒になった原因が業務によるものかどうか、という「業務起因性」については、仕事納めの日に短時間、懇親と慰労の趣旨で行われた納会の目的から明らかに逸脱した過度の飲酒行為が原因であるとして、否定されている。

Aさんは飲酒強要によらず、自分の意思で350mlの缶ビールを2～3本飲んだ後、会場に1本だけ用意された一升瓶（約1.8L）の日本酒をほぼ独占して飲んでいった。納会開始から1時間が経過したころには、上司である部長から飲酒のペースが早いことを指摘され、自制を促されたにもかかわらず飲み続けた。

このような過度の飲酒行為は、特別な事情がない限り、業務上の必要性がないのに行われた私的行為とみなされる可能性が高い。また、懇親・慰労のため短時間で開催された納会の目的に沿わないことは明らかといえる。そのため、急性アルコール中毒になってしまったのはAさんの個人的な行為が原因であって、納会に参加したこと自体が原因とはいえない、と判断されたものとみられる。



似たような事例に、テレビ局の番組制作スタッフが海外ロケ中に現地の人々を招いた会合へ出席し、現地の人々の気分を害さないために勧められるがまま飲酒して死亡したケースで、労災が認定されたことがある（ホットスタッフ事件＝東京地方裁判所平成26年3月19日判決）。

このときは業務上行われた会合の目的として現地の人々との親睦を深め、特別な撮影の許可を取ることが含まれており、その目的を達成する過程で飲酒を繰り返さざるを得なかったとして、「業務遂行性」と「業務起因性」が認められた。

近年、いわゆるアルコールハラスメントへの世間の目は厳しさを増している。厚生労働省も「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を公表して、飲酒によるリスクを広く国民に知ってもらおうとしている。

普段から従業員の健康の保持増進に励むのはもちろんのこと、会社行事であろうとなかろうとお酒の席では飲酒のリスクに留意して、飲酒による事故やアルコールによる健康障害の未然防止に努めることが肝要である。

www.srup21.or.jp